

# 平成29年 第5回 安芸太田町議会定例会会議録

平成29年6月12日

招集年月日	平成29年6月9日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開会	平成29年6月9日 午前10時50分			議長	富永 豊
	閉会	平成29年6月 日 午前 時 分			議長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 出席 欠席 × 不応招 公 公務欠席	議席 番号	氏 名	出席等 の 別	議席 番号	氏 名	出席等 の 別
	1	大江 厚子		7	佐々木 道則	
	2	田島 清		8	角田 伸一	
	3	平岡 昭洋		9	中本 正廣	
	4	矢立 孝彦		10	吉見 茂	
	5	末田 健治		11	佐々木美知夫	
	6	津田 宏		12	富永 豊	
会議録署名議員	5 番	末田 健治		6 番	津田 宏	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	上田 隆		書記	齋藤 和典	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	小坂 眞治		教 育 長	二見 吉康	
	副 町 長	小島 俊二		学校教育課長	長尾 航治	
	総務課長	栗栖 一正		生涯学習課長	栗栖 浩司	
	総務課主幹	河越 慶介				
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	倉田 美保子		保健医療福祉統括セ ンター事務局長	栗栖 修司	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	齋藤 邦夫		福祉事務所長兼 福祉課長	伊賀 真一	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	梅田 幹二		健康づくり課長	伊藤 真由美	
	地域づくり課長	小笠原 敏子				
	企 画 課 長	二見 重幸		安芸太田病院 事務長	菅田 裕二	
	企画課主幹	武藤 克巳				
	建 設 課 長	田中 啓二				
	産業振興課長	瀬川 善博				
	商工観光課長	児玉 齊				
	税 務 課 長	片山 豊和				
	住民生活課長	上手 佳也				
	児童育成課長	園田 哲也				
衛生対策室長	田中 博敏					
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

平成29年6月12日

	一般質問
--	------

平成29年第5回 安芸太田町議会定例会

議 事 日 程 ( 第 2 号 )

平成29年6月12日

日 程	議案等番号	件 名
第 1		一般質問

平成29年度第5回定例会  
(平成29年6月12日)  
午前10時00分開会

富永豊議長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1 一般質問

富永豊議長

日程第1、一般質問を行います。今期定例会において、お手元に配付した一般質問通告表のとおり、8人の議員から質問の通告がありますので、順次発言を許します。5番末田議員。

末田健治議員

私は一般質問をするに当たりまず町の町づくりの基本方針、骨格からお伺いをいたします。安芸太田町の人口は今年の4月末現在、6,585人を示しております。第2次長期総合計画の実施効果を要素として5,800人を目標人口とされております。そもそも町づくりの骨格が町民に示されていないことが私は課題だというふうに思っております。安芸太田町は面積の9割を山林が占めております。安芸太田町の資源を生かした持続性のある町づくりのために、山と川の再生は欠かせません。安芸太田町の自然の財産を生かした町づくりをするべきだと思います。もと加計町長の故源田松三町長が就任時に示された「山と川をよみがえらせ若い人に魅力あるまちづくり」の方針について、今こそこの安芸太田町においては再考すべきではないかというふうに思います。これに対する町長の所見を伺います。

富永豊議長

企画課長。

二見重幸企画課長

町づくりの基本方針、骨格についてお答えを申し上げます。町づくりの基本方針、骨格でございますが、平成27年度を始期といたします第2次長期総合計画におけるこちらリーディング施策と位置付けておるものと考えております。そのリーディング施策でございますが4本の柱を立てております。まず1番に定住促進と人材育成による町づくりの基盤強化、2番目に都市部との商いの活発化と町内産業間連携の推進、3番目に各世代にとって暮らしやすさの向上、それから4番目にコミュニティの活力向上という4本柱を位置付けております。この4本柱でございますが、これは平成27年度に策定をいたしました、まち・ひと・しごと創生総合戦略における基本目標としても位置付けておまして、平成28年、29年度の予算編成の骨格となるものと考えておるところでございます。町の広報等でこの予算の骨格についてお示しをさせていただいておりますが、これが住民の皆さんに十分にお示しがしきれていないあるいは理解がされていないということにつきましては、今後工夫をしながら理解されやすいような取り組みを進めてまいりたいと考えております。また、今後この施策を展開する中で地域住民の理解を得ながらそれで参画をいただきながら進めることによりまして施策の方向あるいは町づくりの方向について理解を図られるような取り組みを進めてまいりたいと考えております。元加計町長の源田町長がおっしゃられた「山と川をよみがえらせ若い人に魅力あるまちづくり」という方針につきましては、地域の資源を磨いてその地域資源を活用して仕事づくり魅力づくりを進めるという事であろうと考えており、この考え方につきましては、40年以上たちました現在でも目指す姿は変わらないものと考えておるところでございます。この姿を具現化するために現在地方創生事業といたしまして、地域商社の設立でございますとか生涯活躍の町づくりプロジェクトを推進しております。またあわせまして第2次長期総合計画あるいは総合戦略に掲げる施策を確実に実施することによりまして、この目指す姿が少しずつ形づけられるものと考えておるところでございます。以上でございます。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

町づくりの基本方針といたしまして、合併時に策定をいたしました新町の建設計画、あるいは合併後10年の計画でありました第1次の長期総合計画。現在第2次の長期総合計画に取り組んでおります。その冊子がここにございますけれども、「豊かさあふれつながり広がる安芸太田 ほどほど便利 とびきりしあわせ 笑顔輝くさとやまのまち」これどおりの計画、それぞれの委員会を立ち上げ広く町民の皆さまのご意見を賜りながら定めたものでございますが、ご指摘のとおり、まだまだ我々がこの

計画、これから取り組む施策について町民の皆さんに十分な情報提供ができていない、いわゆる伝わっていない、いわゆる協働のまちづくりになかなかエンジンがかからないというような現状をご指摘いただいたものと思っております。そういった観点からさらに先ほど申しますようなそれぞれの立案しました計画をですね情報共有しながらともに町づくりを進めていけるよう取り組んでまいりたいと考えております。

富永豊議長

未田議員。

未田健治議員

今たゞいま町長及び担当課長の方から答弁がございましたが、これは私も承知をしております。承知をしたうえで私はあえて聞きましたが、それは町民にとって、この町がどういう方向に進んでいるのかということが、わかっていない、それは知らせていない、また今言われたのは私はほとんど戦術の部分だと思えます。町づくりの骨格というのは、こういう町を安芸太田町は目指しておりますよ、それを私が先ほど言いましたように山とかを再生をしていく、そういう源田元町長が示された施策そのものは今の安芸太田町の現状にとって最も今進めるべきあるいは私は磨くべきその課題だというふうに、課題というかそのテーマだと思えます。そのことを町民にやっぱり訴えながら町長はリーダーシップを発揮し、そしてその中でそれに付随するその各事業を展開をしていくというやり方を私は今すべきではないかというふうに思えます。後程、協働のまちづくり等の中で私が次に触れます。協働のまちづくりについて基本方針は平成25年3月に住民と行政が知恵と汗を出し合う住民参加・協働のまちづくりを提唱されました。私も13人の委員の1人として加わりました。その時申し上げたのは、策定をただけでは意味はありませんよと、住民の方に説明に出向きましょう、また委員の方からもそういう声も事実あったというふうに思っております。結局は行政連絡員を通じて配布をされたのみでございます。現物私ここに持ってあります。これです。それですね、私は町民の皆さんにこの協働のまちづくりをうたったパンフレットの存在について問いかけていたしましたが、誰ひとりこの存在を知っている人はおられませんでした。全くですよ。140人くらいも方に聞きましたが、そういえばというふうなこともなかったですね。結局町づくりはその協働の町づくりというのは同じ目的のために対等の立場で協力してともに働くことということだと私は思っておりますけれども、結局2期8年間町長の顔を見た事がないという町民の方が6,500人というわずかな人口の町でそのそういう状態があつて私はいいものか。広島市のように120万人くらいおられたら、それはなかなか直接市長の顔を見た事がないという人がおつても私は不思議ではないかと思っておりますがわずかに6,500人の町の中で町長の顔を見たことがないという住民の方がおられること自体が私は協働の町づくりの提唱をされておりながらも、なぜなのかという大きな疑問がございます。さきほど言いました1番の質問で町づくりの基本方針の骨格、これについて町長も自分では示されているというふうに思っておられるんでしょうが実はそれは伝わっていないと同じことだと思えます。協働の町づくりについて今一度町民の方のそういう思いについてどのような見解か町長に伺います。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

先の質問をいただきましたこと、また答弁をする中で私たちの計画、十分町民の皆さんに浸透していない。浸透していないが故に協働の町づくりになかなか結び付いていない。ご指摘、頷くところでございますが、やはり私たちの町づくりを進めていくのにいろんな策を掲げております。その施策を持って地域の皆さんとともにその施策の実現に取り組むという取り組みを重ねておるところでございます。その成果が取り組みの成果がやはり我々の計画しておる事業の進捗状況をスピードを上げてくれるものと考えているところでございます。そういった意味におきまして地域づくりあるいは協働の町づくりという観点からいたしましては、やはりそれぞれの地域に担当制を設け、あるいはまた地域に出向きそれぞれの地域の課題をどのように解決していくかの地域マスタープランの作成についてもご相談を申し、お力をお借りしておりますところでございます。そうしたような取り組みをですね、これからさらに進めて行く中で、少しでも町の施策が多くの方に浸透し、またともにそろって町づくりができるような取り組みを努めていく必要を重々認識しておりますところでございます。やはり住民の皆さんあるいは自治組織、あるいは各種団体、行政、それぞれの立場で力を合わせてできることを共に取り組むという観点を町づくりの基本に据えたく思っております。

富永豊議長

末田議員。

末田健治議員

今町長から協働の町づくりについて答弁がございましたが、はっきり言いまして全く響いてきません。私はね、特別ややこしいことを申し上げているつもりはございません。この冊子、パンフレットを作られて時に私は住民の人と会話をするチャンスを作られたというふうにこの時、理解をしました。その時にあえて私も説明に出向かれるのであれば、一緒に委員の一人として出向きますということも申し上げております。しかし配布されただけです。その後、活字として協働の町づくりということが広報であるとか様々な場面でこの言葉が出ています。しかし住民の人はその協働の町づくりというのはいったい本当の意味で言ったらどういう事なんだろうかということがわからないままに広報やらあらゆるところで活字として、また町長の口からも出ておる。しかしそのことが理解されていないのに結局協働という言葉が言葉だけが遊んでおる状態だと私は思います。今からでも私は遅くありませんので、この冊子を持って住民のところへ出向かれて3人でも5人でもおられる場に懇談会という形でもなんでも出向かれて私は説明をし、その中で政策を訴えられたらというふうに思います。再度町長の見解を伺います。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

行政の取り組みについては色々伝達と申しますかご理解いただくようなご協力という観点からの手段を持っておるところでございますが、その中の1つに地域懇談会というのを設けております。合併当初には17、8地域を設定をして説明にあがっておりましたが、なかなか夜分の設定であったり、また年を召されて参加が思わしくないというような現状で今では対象地域のご要望をかなえながら昼間に設定をしたりしながらですね、4か所という状況で今取り組んでおるところでございます。箇所と減ったということも含めて地域の皆さんから何々について町長出向いてこい、担当課長出向いてこいという要請があれば、いつでもどこでもという形の座談会をですね、提案しておるところでございます。まさにそのこと自体が住民の皆さんに伝わってないのかという今思いをしたところでございますけれども、いかなるテーマに対しても課題を持ちながら地域に出向いて行き、皆さんのご理解を賜るそういった取り組みを通じながらご指摘の町づくりの基本方針あるいは協働の町についてのご理解を深めてまいりたいと考えております。

富永豊議長

末田議員。

末田健治議員

協働の町づくりというのは、同じ目的のために対等な立場で協力してともに働くことということとは先ほど申し上げました。町長は要望があれば出向きますというような姿勢では私はこれは対等な立場ではございません。自ら出向いて要望があろうとなかろうと出向いてその地域に入りそして住民の方の気持ちに寄り添いそして町が掲げた長期の方針、骨格に沿ってこういう町づくりを進めておりますということをお互に膝を突き合わせて訴えて初めて町づくりが私はできるんだというふうに思いますので、今もう一度、もう一度ではなくて、このことをお考えをいただきたいということを思い、次の質問に入ります。自伐林業の促進でございます。町の9割を占める町の山林は3万ヘクタールでございます。私有林は2万8千ヘクタール、人工林面積は約1万4千ヘクタールで46パーセントを人工林が占めております。小規模な林家がほとんどで、材価が安い現在、ほとんどが放置をされているという現状でございます。このままでは大雨時大災害になる危険があります。手入れをすれば高く売れることは市場関係者の間では承知のところでございます。最近特に注目をされております自伐林業、これについてその若い方を呼び、山から活性化を図るべきだというふうに思っております。そのためにはまず町有林を解放すると言いますか、町有林から導入を図るべきと考えます。里山がきれいになれば観光資源になり、あるいは現在進めております森林セラピーの町のイメージがさらに高まっていくのではないかとこのように思います。冒頭に申し上げましたように、山と川を再生するための第一歩としての取り組みについて町長の見解を伺います。

富永豊議長

産業振興課長。

瀬川善博産業振興課長

自伐林業の促進についての質問でございますが、本町においては人工林の利用期を迎えたスギ、ヒ

ノキが増加し、国産材の需要ニーズが高まる中で輸入木材の増加などによる国産材の価格の低迷により、再造林経費の負担が困難から皆伐を控える林家も多く、林業の採算性が悪化してきたこれまでの経験から、豊富な森林資源を十二分に活用することなく、需要に応じた安定的な原木供給ができていない現状となっております。生産流通コストを減らすための施業地の集約化や、路網の整備、間伐、林地残材搬出奨励事業等の補助制度を活用して森林・里山の整備、適正管理、景観保全に努めている現状となっております。また、新規に自伐林業、林業経営に参入される個人などを対象として、伐採、造材、搬出における基礎的な安全作業を習得できる講習会の開催や、講習研修活動の場としての町有林の提供、自伐林業を展開する山林の情報提供。また、町の林地残材搬出事業の活用などをあっせん活用され、現在2つの組織10名程度の個人が自伐林業に参入されている現状となっております。今後においては、町有林の間伐、下刈りなどの造林施業への委託や、鳥取県智頭町の町有林を活用した管理委託の導入など、町有林を新規参入の受け入れ、林業経営を実践していただく、フィールドとしての活用策や先進的に自伐林業に取り組みされている他市町の事例の調査に努め、またこの4月から地域おこし協力隊員としての任期を終え主として自伐林業に取り組みされている活動の検証を行いながら、森林・里山の整備、山の手入れを担う人材として、育成・確保を図るために自伐林業の振興策について検討していきたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

末田議員。

末田健治議員

今担当課長から答弁がございましたが、安芸太田町の私有林の在籍と推計の金額を担当課からいただきました中で、私が少し計算をいたしました。私有林の面積はスギが35年以上が5,850ヘクタール、ヒノキが40年以上が3,420ヘクタールあります。これはいずれもその伐期が来ているという事例であります。その中で99パーセントをスギのうちでは5,795ヘクタールも占めております。ヒノキにおいては、65パーセントの2,235ヘクタールが占めております。これをその材積に換算をし、そして単価を現在スギ9千円で計算をしましたところ、スギにおいては203億6千7百万円、ヒノキにおいては81億7千3百万円、合わせて285億円くらいのその財産が眠っていると。これは現在のその材価、スギでしたら9千円、ヒノキでしたら1万1千円で計算をしました。これは通常の今取引をされている単価です。材が良ければもっと高く売れるはずであります。そのうち3パーセントを伐採をしていけばスギにおいては6億1千百万円、ヒノキにおいては2億4千5百万円位の収入が見込めるというふうに思っております。あわせて8億5千6百万円くらいの3パーセントの伐採でいけば。これをやはり有効に活用というか、していくべきだというふうに思います。そのために先ほど申しあげました山と川の再生、山の再生の中の取り組み、そして手始めには自伐林業という形で取り組みを進めていくべきだと。もう一つの効果は、自伐林業の場合には若い人がその町外から入ってくる可能性が非常に高いということでもあります。それは昨年町内で自伐林業のセミナーが川森文化交流センターで開かれた際に、町内というよりは町外からの方が非常に多かったわけです。しかも年齢層も30代めぐりという働き盛り、そういう方が現にそういうその自伐林業ができる地域を目指しておられるわけです。そういう事が現実にも目の前にあるわけですから、いち早く取り入れるべきだというふうに思いますし、広島市においては今年の新聞で出ておりましたように、広島市の湯来地域において、そういう取り組みが開始をされました。北広島の芸北においては、数年前からせどやま会議という形で、これも形は違いますが自伐林業なんですね。そのことが取り組みがはじめられております。もちろん安芸太田町内においても自分で切った木を持ち込んでいけば太田川森林において㎡6千円での買い取りができており、そしてそれは地域通貨、商品券という形で還元、町内に還元をされていることはあります。しかしそれは一般論でありまして、やはり先ほど申しあげましたように、自伐林業ということをして山が90パーセントを占める安芸太田町にとっての施策の具体的なその進め方の一つとして、そのことを自伐林業のすすめということを手始めにやる、それが里山がきれいになり、そしてきれいになるということは、有害鳥獣対策にもまたつながる。そして観光資源においてもそれが来られたお客さんが安芸太田町に入ってきたとたんに素晴らしい景色の町だなということも認識をしていただく、そしてそれが滞在につながり安芸太田町にあるいは定住もしようかということにもつながっていく。そのための一つの私は施策だというふうに思っておりますので、これは担当課長よりは町長からの答弁をお願いいたします。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

安芸太田町の90パーセントが山林であると。またかつてはこの地域林業で生計を立てる方が多く、また林業で栄えてきたエリアでもございますが、先ほど山に眠っている宝が280億あまりあるというお話を聞いたところでございます。しかし現在その需要あるいは流通あるいは伐採等々のコストを考えた時になかなかその通り進まない現状は十分ご承知いただいております。そうした280億余りを宝にするか、またこれを大変な負担にするかが今我々に問われておる時期であろうと思っております。そういった意味におきまして山への手入れまた間伐等々の施策、これにつきましては積極的な取組みをしているつもりでございます。そうしたふうな取組みを続ける中でやはりそのものが宝として経済的な評価を得るような仕組みをもって初めてまたかつてのような林業あるいは林家の経済的な潤いが出てくるものであろうと思っております。そうしたふうな取組みの中の一つとして自伐林業という提案をいただいておりますが、先ほど担当課長から申しましたように現在町内におきましても10名近い方々がそうしたふうな取組みに挑戦をしておるということでございます。積極的なその方々への支援策も検討してまいりたいと思っております。そしてまた、公共施設を木造で作るということを我々も条例の中に制定をしております。今日状況では加計小学校、あるいは戸河内小学校を木造の校舎で建築をいたしました。特に戸河内小学校の材におきましては町有林から材を出して伐採あるいは搬出、あるいは製造、乾燥、それぞれの工程をですね先ほど申しますような経済的な評価を一回あてはめてみたい。そうした中でどこに課題があるのか、逆にどこにメリットがあるのか、それぞれを抽出して積極的にですね質問のように町有林からそれぞれの施策を進めていきたいと考えております。

富永豊議長

末田議員。

末田健治議員

私は一貫して申し上げるのは、単なる一つの施策としての考え方ではなくて一貫した山と川を生かす、そういう中での一つの戦術ですね、目的を達成するための一つの戦術として申し上げておるわけでして、ぜひ若い人が参入できるような環境をいち早く、いち早くですよ、作ってほしい。それはまず町有林からでも始めてほしいと思っております。これは今日は担当課長の方では緊急を要するとの答弁がございましたので次回その推移を見守りたいというふうに思っております。次の質問でございます。定住対策として、加計地区の民間賃貸住宅建築への優遇策について伺います。山県署隣の民間賃貸住宅に定住対策として公金2,600万円の助成、固定資産税も10年位免除というふうに聞いておりますが、地代は30年間無償貸与をされた。このことは新聞報道で町民の方もよく承知のとおりでございます。その後建物が完成をし、入居が始まった中で私も注目をしておりましたが、実態はほとんどが町内の方が移動されたのみと聞いております。このような結果をどのように受け止められておられますか。津浪振興会が地域の活性化を目的に平成23年にオープンしたプラットホームつなみは賃貸料、それから固定資産税は赤字決算であっても滞納することなく納めております。プラットホームの出荷者は地元が3割、7割が地元以外の方がご利用いただいている施設でございます。公共的性格の活動をしております。にも関わらず、民間賃貸住宅には厚くもてなし格差があまりにもあります。町民活動をおろそかにされているのではないかと思います。見解を伺います。町長の答弁をお願いします。

富永豊議長

建設課長。

田中啓二建設課長

ご質問いただきました中での民間事業者によります賃貸住宅の建築運営事業につきまして、建設課から説明をさせていただきます。この事業につきましては平成28年度事業として実施をしております。事業に取り組みました背景、目的でございます。本町の人口減少の要因の一つとして本町には子育て世代、若者層を対象とした賃貸住宅が乏しいという状況がございました。そうした中で行政主導で賃貸住宅の建築運営等は財政的にも人的にも限界があることから、町といたしましては民間主導の建築運営のとおり行政ができる限りの支援をすることで、町内における賃貸住宅の建築を促進させ、人口減少はもちろんのこと、地域の若返りと活性化を図ることを目的として実施をしております。公営住宅の整備に民間の資金ノウハウを活用することにつきましては国も公営住宅法の改正等行いまして積極的な導入を促進をしております。今回の事業手法としまして、いわゆるPFI事業ということで公用施設の設計、建設、維持管理、運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間

主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るというものでございます。実際の事業につきましては、プロポーザル方式によりまして、昨年の3月末に公募を開始し、5月に事業者の選定、6月に関連予算の補正を行い、7月に工事着手、本年1月末に工事完成をし、2月からの入居が始まっている状況でございます。町の支援内容でございます。町有地の30年間の無償貸付、建設事業費の約2割にあたる補助金2,592万円の支援を行っております。事業者は土地貸付期間の30年間、当該賃貸住宅の管理運営を行います。またその間、町への歳入として減免期間以降固定資産税の税収も見込んでいるところでございます。なお補助金2,592万円の45パーセントに当たります、1千166万円は国土交通省から町の住宅施策に対して交付されます。社会資本整備交付金を財源として充当しております。整備されました賃貸住宅でございます。1棟当たり6戸のものを2棟整備しております。戸数は計12戸となっております。間取りとしましては1LDKが6戸、2LDKが6戸となっております。現在12戸すべてが入居済みとなっております。入居者の内訳でございます。Iターンが2戸、Uターンが2戸、8戸が町内からの転居という状況でございます。今回の民間賃貸住宅建築運営事業によりまして、これまでの町営住宅にはない高品質な賃貸住宅の供給ができました。また、建築工事及び管理運営に関する人的財政的な行政コストの削減を図ることが合わせて可能となり、定住環境の整備もできたものと考えております。今後も賃貸住宅の需給状況等の推移を踏まえ、定住促進につながるような住宅施策の取組みを進めてまいりたいというふうに考えております。建設課からは以上でございます。

富永豊議長

企画課長。

二見重幸企画課長

続きましてプラットホームの関係でございますが、プラットホームつなみにつきましてはJR跡地の有効活用策として、廃線前から津浪振興会様が主体的に検討を重ねられまして、特に加計スマートICを出入口とする町の交流拠点として地域主導で整備をされ運営をされているものでございます。町全体の観光農業振興に大きく貢献をいただいているものと考えております。平成22年度にプラットホームつなみの事業計画を振興会様と検討する中で将来自立されていくということを前提としまして当該施設は公共性が非常に高く地域の活性化に大きく貢献する事業であると判断をさせていただきまして、JR跡地利用地域活性化施設整備補助金ということで支援をさせていただいておるところでございます。平成23年4月以降、農産物の売り上げ増が継続しておりますことや、地域が一体となりました拠点運営が評価されまして昨年10月には農林水産省のディスカバー村の宝として農村集落の優良事例として全国で30か所の一つとして広島県では唯一、津浪振興会様が認定をされている。非常に本町にとりまして誇らしく他の地域の活動にモデルとなる取り組みであると考えておるところでございます。プラットホームにつきましては、地域の主体的な運営がされている中で、町といたしましても公共性が高い施設であるという事を認識しておりまして土地利用料につきましてはトイレ等の公共利用部分につきましては、算定の範囲から除外をさせていただいておるところでございます。また建設時における支援をはじめ、平成24年から27年の4年間は津浪地域活性化事業担当ということで地域おこし協力隊を配置するなど、側面的な支援をさせていただいておるところでございます。引き続き町の重要な交流拠点という認識に基づきまして、側面的な支援を地域の皆さんと相談をさせていただきながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

富永豊議長

末田議員。

末田健治議員

先ほど2,600万と申しましたが2,592万ということでありますので訂正をさせていただきますが、これの助成とそれから土地代30年間無償貸付の根拠については伺います。

富永豊議長

建設課長。

田中啓二建設課長

今回の民間事業者の賃貸住宅建築運営事業につきましては、この事業を進めるための要綱を定められておりまして、その要綱の中で提案いただきました事業に対する補助としまして上限2割ということで設定をしておりました。また土地の無償貸付につきましても要綱等の方で定めて執り行ったものでございます。以上でございます。

富永豊議長



末田議員。

末田健治議員

要綱というのは結局安芸太田町独自の策定をされたものだと思いますけれども、私が聞いておりますのは、そこに設置をされるためにその要綱を整備をされたんだと思いますが、先ほど言いますように、一方で地域のものが一生懸命頑張っておるものと、あまりにも、あくまでも民間住宅ですから、先ほど聞きますと、町内からの移動が8戸ということで、移住策にはなっていないと私は思いますけれども、その辺の考え方はどうですか。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

土地の町有地の無償貸付につきましては、先ほど建設課長申しましたように町で要綱を定めて、その要綱に従って無償貸付の議会議決を受けて無償貸付を決定しておるところでございます。助成につきましては国が今民間住宅を活用した定住対策ということを国土交通省は進めておりまして今回は町の補助金につきましても先ほど建設課長も申しましたように45パーセント国の交付金で賄っておるといことで公共性があると判断いたしております。今後はそういった展開が第2弾第3弾の方向性もありますので、町としてそういった議員がおっしゃるような公共施設の在り方、そういった部分について十分検討してまいりたいと思います。以上です。

富永豊議長

末田議員。

末田健治議員

私は住民感情にそぐわないということから質問をさせていただきましたが今後議会のその承認を議決を得られたということであると思いますので私はその議決に加わっておりませんので承知をしておりますけれども、今後やはり同じようなことが無いように、住民感情にそぐわない施策については、あるいはどうしても必要なときには十分にそのことをまず説明をしながらやらないと本当に私は町づくりにつながっていかないというふうに思います。その点を今後十分に配慮願いたいと思います。次に太田川の再生についての質問に入ります。太田川のアユ漁が不漁になり始めてから約10年が経ちます。町内の太田川を管理する太田川漁業協同組合、太田川上流漁業協働組合、三段峡漁業協同組合はいずれもこの10年間不漁でございます。不漁ということつまり遊漁料収入が激減をする、そしてそのために組合員数は減少をし、そして収入が減りますので当然経営についても赤字という状態でございます。太田川は本町にとりまして観光資源でもあります。太田川の再生に行政自ら取り組むべきであろうというふうに思います。関係漁業協同組合そして太田川に関係します、廿日市市、広島市及び国県あるいは河川事務所、中国電力など関係者ととも太田川の再生を図る連絡会議を安芸太田町が率先をして取り組むべきではないかというふうに思います。町長の見解を伺います。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

山と川という切り口でご質問いただいております。この太田川は広島市の三角州を形成するという、あるいはかつていかだを組んで材木を運んだ。あるいはたたら製鉄を運んでいたというこの地にとって本当に歴史のある、またなくてはならない川でございますが、この川が現状アユの不漁という切り口でお話をいただいております。景観的にも大変荒れているところがございます。そういったふうなこと、重々認識しながらその改善に向けて取り組みを今遅々としてではありますが取り組んでおるところでございます。上流域から申しますと三段峡のいわゆる樽床と田代川との合流地点の水質の差、あるいは明神のところの川の色が違う、あるいは筒賀の合流地点でも違う、それぞれ色々川の特徴と申しますか生活によって大きく表れているところがございます。そうしたふうな生活への影響、あるいはダム放水による太田川本流の水量の低下等々課題はたくさんあるところがございますけれども、先ほどご質問いただきました関係機関とまた関係行政機関とです。足元をそろえながら、先ほど申しますように太田川かえってなお大きく言えば我々にとって母なる川とでも表現すべき大切なものと認識しております。とりわけ今太田川の河川の中に茂っている樹木をどうにかできないかということで色々な方策を今各機関に相談をし、またそういったような取り組みに多くの方のご支援をいただけないかということで、ふるさと納税の取り組みにも通しているところがございます。そういったふうな取り組みをこれからも重ねてまいりたいと思っております。

富永豊議長

末田議員。

末田健治議員

私は漁業協同組合管理は確かにその河川の管理自体はそれぞれの管轄する組合が担われておりますが、その組合が独自で中国電力などと交渉されたりということはこの10年今もっと以前から繰り返してされておりますが、それはもはや先ほど言いますように限界なんです。この際行政が率先をして主導をして太田川の再生に取り組むべきだということを先ほど申し上げた通りです。その意味は安芸太田町にとりましてその山とともに川は町の大きな財産なんです。川が流れていない町もありますよ。ですからこの太田川というのはものすごい財産なんです、財産を活かしきれていない、マイナスになっております。そのために町がその主導をして各関係者あるいはもちろん漁業組合もそうです、主導して今こそ取り組むべきだということを思っております。再度町長の考えを伺います。

富永豊議長

副町長。

小島俊二副町長

町長の方から指示がありましたので答弁させていただきます。議員おっしゃるとおり、太田川は安芸太田町の宝でそれが樹木化している大変な危機感を覚えておるところでございます。何とか自然環境、要は生態系をもう少し調査しないとわからないですが、葦とか樹木を何とかしたいという思いが非常に強いです。それは中小河川、県管理も一緒でございます。昨年度から県の方にその河川環境の整備の要望をあげ、本年度国の方にも要望をあげておるところでございます。そういった中で、参考になるのは三次、江の川上流部において国土交通省の河川事務所と県、漁協含めた協議会を結成して環境改善をしております。そういったものが、ぜひこの太田川でもできないかということで先般河川事務所の所長が来られましたので、要望をあげて、また町の方からも要望をあげていきたいと。以前にも申したのですが、議会の方からもそういった河川環境の整備について発議なり要望をしていただきたいのがこちらの思いでございます。以上でございます。

富永豊議長

末田議員。

末田健治議員

江の川の組合長さんであります辻駒さんは私もよく承知をしております。それは以前からやはり川を愛するという中でねばり強く取り組みをされております。さきほど副町長から答弁がありましたようにぜひ取り組みを開始をお願いしたいと思っております。最後の質問でございます。伝統文化伝承の神楽の振興についてでございます。地域の宝であります神楽の伝承は大切だというふうに思います。町内には17団体の神楽団が伝承に努めています。町内でも神楽を伝承したいという若者が地元に残り活動を続けています。そうした中で100年以上という歴史が保たれてきています。そして町内には中国地方選抜神楽競演大会、先日戸河内で開催をされました。そして9月には加計地区にあります西中国選抜神楽競演大会という誇るべき2つの大会があります。またそれぞれの地域においても、発表大会も開催をされておまして、団員の活動のよりどころとなっております。今後は少子化、高齢化に伴い、各神楽団の活動も後継者難で大変厳しくなると考えられます。大会への行政支援や道の駅などでの発信をするための施設整備等、振興策についての考えを伺います。

富永豊議長

生涯学習課長。

栗栖浩司生涯学習課長

神楽の振興ですが、神楽や田楽といった民俗文化財は長い年月をかけてわが町へ育ってきたものと、生活の中で生まれてきたものと、貴重なものという認識はしております。昭和50年に文化財保護法が改正され、民俗芸能は民俗文化財の中に位置づけられ重要無形民俗文化財に指定されて保護される制度ができております。町内でも現在県の指定が4件、町指定が4件、合計8件の無形民俗文化財の指定が行われております。これらの神楽や田楽を含めた民族文化財はご承知の通り担い手の高齢化や減少により保存伝承が課題となっております。西中国選抜神楽競演大会は昭和22年から始まり、県内で一番古い競演大会という事になっております。また、中国地方選抜神楽競演大会は県内で3番目に古い大会だということで、その2つが我が町にあるということは大変誇らしいことなんだろうなというふうに思います。これらの大会が大きな競演大会が出演者のやりがいや喜びにつながっている、そういう事が体感できることは、こういう伝統文化の継承に大きく役に立っているんだろうなというふう

に考えております。町内の子供たちが地域に根ざす伝統文化を学校や地域で学んでおり、例えば鑑賞した神楽を格好いいと思い、将来同じ舞台上に立って神楽をやってみたいと感じるならば、それはある意味で郷土の子供たちの原風景として記憶に残りまた次世代へ伝承されていくのではないかと考えます。これまでの神楽競演大会等については講演名義の使用許可や会場使用料の減免措置を講ずるなど大会支援を行ってきており、今後とも側面的ではありますが、支援を行っていきたいと考えております。以上です。

富永豊議長

末田議員。

末田健治議員

神楽以外にも伝統芸能は当然あるわけですが、神楽を17団体、それに対して1団体では20人近い団員がおります。そうした活動が地域の伝統文化をはぐくみ、そして地域の人はその伝統文化を守ろうと一生懸命支援をされる。そういう活動を通じて100年以上続いてきたこの伝統というのはこの地域のやはりその一つの姿といいますか、それで地域が守られたりあるいはまとまったりということが、年々と脈々と続けられてきたわけでありますから一つはですね、今後道の駅等の再編整備計画がスケジュールにあがっているように聞いておりますが、そういう場で、そういうときにおいても、発表ができるような施設の形態、そういったことにも配慮をいただき、そして団員が続いて活動ができる、そういう環境を作っていくことがですね、若者がまたこの地域に残りあるいは町外からも若者が神楽をやりたいという若者が入ってくる可能性というのもできていくわけですから、ぜひその点今後も十分に配慮をいただいて伝承活動が継続できるような環境をぜひお願いしたいと思います。ちょうど時間にもなりましたので以上で質問を終わります。

富永豊議長

以上で5番末田議員の一般質問を終わります。10番吉見議員。

吉見茂議員

吉見です。それでは一般質問の方をさせていただきたいと思っております。時間が1時間で今日7つの項目で質問をさせてもらいたいと思っておりますので、なるべく簡潔にわかりやすい感じで回答の方をよろしく願いを申し上げます。それではまず最初の1つ目。安芸太田町町づくり基本条例制定についてという質問でございます。さきほど5番議員からもありましたように、安芸太田町においては平成25年に町づくり基本方針というものを作られて、その時たぶんそれで終わらずにそのあと当然基本条例をされるのだらうと思っておりましたが、残念ながらその方針が決まっただけで、あとは続かなかったということでございます。確かに町づくり基本条例は全国でもたくさんの自治体の方で制定されておりますが、私特に感銘を受けたところが北海道のニセコ町。その町づくり基本条例は時代の先駆けというか最初にできたところでございますけれども、そこはですね、やはり条例を作って町の町づくりのその理念を前文でうたい、町長の責務、職員の責務、議会の責務等々しっかりとその条例にうたいこんで、町づくりをやっていこうという大変すばらしい基本条例ができています。たぶん皆さんも一度は読まれたかなというふうに思いますけれども、そのような素晴らしい町づくり基本条例。最近では隣の町の北広島町、そこも基本条例を制定し、今現在広報誌の方で詳しく毎回4月からだったですかね、町民に向けてこういう気持ちでこういうふうにその条例が成り立っているんだよというのを詳しく説明の方をされております。ぜひですね、安芸太田町においても基本方針に留まるだけでなく、遅まきながらでもありますが、将来の町を見据えた町づくりの基本条例ぜひ制定していただきたいという主旨で今回の質問をさせてもらっております。町長の所見と後、もし少しでも実施をされる気持ちがあるのであれば、そのスケジュールを聞かせていただければ大変ありがたいと思っておりますが、もし実施されないという事であれば、どのような理由でしないというものがご意見の方をお伺いしたいと思っております。

富永豊議長

企画課長。

二見重幸企画課長

町づくり基本条例に関するご質問でございます。議員おっしゃいますように全国的にも町づくり基本条例を制定する自治体が少しずつ増加をしております。制定されておる自治体につきましては、町づくりの基本的事項をこの条例で定めておるということございまして、多くの自治体で町づくりの原則といたしまして、住民の町づくりへの主体的な参画の原則、住民と町との協働の原則、あるいは情報共有の原則、人権尊重の原則等を定めているところでございます。本町では先ほどからあります

ように平成24年度に協働の町づくり基本方針ということで、各地域の住民委員さんをはじめ、組織の代表の皆様、議員の代表の方にも参画いただいて策定委員会で策定をしていただいております。この方針の中には協働の担い手とその各担い手の役割、基本的な考え方を整理するとともに、協働で進める町づくりの将来像、目標を設定しております。協働の進め方の原則として、住民の町づくりへの主体的な参画、住民と町との協働、それから情報共有、これらを基本項目として掲げておるところでございます。この基本方針をもう一度地域住民の皆様にご理解をさせていただく工夫を今後してまいらなければならないと思います。また、平成27年度を始期とする第2次長期総合計画におきましても協働と住民の町づくりあるいは信頼される行政をテーマとして住民参画や住民と町との協働、情報共有について推進をすることということで位置づけをさせていただいております。しかしながら、今後町づくりにおきまして重要となるであろう支えあいの町づくりでありますとか、それから町のブランディングを進めるといふことにおきまして住民参画でありますとか、住民協働ということにつきましては、もっとも重要な原則ということを位置付ける必要があるかと思っております。そのためには、情報共有は欠くことができない事項であると考えております。こうした観点から町づくり基本条例、これにつきましては、制定について引き続き検討をする必要があるかと思っております。まずは、地域住民の皆様が町づくりに積極的に参加していただく、こういう気運の醸成を進めてまいりたいと考えております。また各施策を通して協働の意識作りをさらに進めて行く必要があるかと思っております。この町づくり基本条例につきましては、今後引き続き検討をさせていただきたいと考えております。以上です。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

先の質問にもお答えしておるところですが、協働の町づくりの基本方針を定めたが、住民の皆さんにまだまだ浸透はしていない。という大きな課題を持っているところがございます。そうしたふうな取り組みの連続としての町づくり基本条例ということにつながっていくのが私の認識でございます。といいますのも、この基本条例、行政としての役割も当然条例に示すべきでございましょうが、やはり町民の皆さん、あるいはそれぞれの自治会、あるいはそれぞれの団体の役割もですね、おのずとこの基本条例には求められる項目だろうと思っております。そういったふうなことを行政の方から一方的にというのが、どうかという思いでございまして、やはりそういったふうな気分を盛り上げる我々の取り組み、それにはご質問ありましたように、協働の町づくりをもう一度多くの皆さんにご理解いただき、この町づくりを実現するための基本条例としてですね、多くの賛同を得ながらの取り組みとしていきたいと思っております。まだまだ具体的なスケジュールにあがっているところではございませんが、ましてやご質問がありましたように、条例を制定しないという判断は持っておりません。

富永豊議長

吉見議員。

吉見茂議員

今答弁の方を聞かせていただきましたけれども、残念ながら積極的にまだその基本条例を制定しようという気運というか気持ちがちょっと少ないのかなという感じで聞かせていただきました。確かにその方針でパンフレットは全戸の方に配られましたけれど、5番議員が言われたように、なかなかまだ徹底をされていないということもあります。方針というのはたぶんこうしたいよねというような形の方針、結構柔らかな感じのことだろうというふうに思います。条例というのは文面もそうですが、中の文章を見ても何々をしなければならぬというある程度制限のかかった責任がある行動をしないとイケないというその重さがたぶんあるかと思っております。たぶん行政の方とすれば、その重さというか情報を共有するにしても今までは行政は数多くのその情報を持ってそれで地域住民であったりとか個人に対してその色々な協議、意見交換をするにしても情報のない人とある人との戦いということがあって、戦いといったらあれですけども、そうなるやっぱりどうしても行政の方が立場が強いというかというような気がしております。協働の町づくり条例はその情報を行政も住民も一緒のものとして同じ情報でその同じ土俵の中で意見交換をする、意思決定をするということになりますんで、やっぱりその方針と条例との違いというのは相当大きいものがあるかというふうに思います。回答の方では検討はしていくということなのでぜひ早くですね基本条例を設置していただきたいなというふうに個人的に意見をさせていただきたいというふうに思います。それでは次の質問に移ります。高齢者の独り暮らしの対策の推進ということで、色々その地域を回っておりますと、高齢者の方がここ最近

その増えてちょっと数の方はあとまた聞かせていただきたいと思いますが、高齢者の独り暮らしの高齢者の夫婦の方、安芸太田町聞くとところによると高齢化比率が50パーセントに近づいてるんですかね。というようなことで住民の半分に一人が高齢者というような町であって、やっぱり今後もたぶん高齢者の方は増え続けるというふうに予想されますが、果たしてその僕らまだ僕の方は57でまだもうちょっとありますけれども、今の若い人もそうですが、いったいその安芸太田町に住んでいて高齢化したときに本当に安心して暮らすことができるかなというような、そういう声がですねいろんなところから聞こえてまいります。いう事で、今日質問の趣旨は、今現在その町としてのその対策、課題等についてですね具体的にお聞かせをいただきたいというふうに思います。あとあわせてですね、今年加計の市中の方で加計支所の近くの方に計画をされておりますけれども、企画の方から一応説明の方は受けましたが、具体的にちょっと中身がよくわからないということがありますので、この本会議において一応説明を聞かせていただいきたいなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

富永豊議長

福祉課長。

伊賀真一福祉課長

それでは吉見議員の方からいただきました質問の中で高齢者のまずは実態、一人暮らしの実態の方からまずはご報告の方をさせていただきたいと思います。町内での一人暮らしの実態につきましては、本町で今年の2月に住民基本台帳に基づいて民生委員さんにもご協力をいただいてですね、65歳以上の高齢者の方を対象とした一人暮らし調査、また75歳以上の二人暮らしの調査ということで、聞き取りの調査をいたしました。住基上での一人暮らしの方というのは、834名いらっしゃいました。そのうち実際に世帯分離をされていないとか病院とか施設に入っている方、純然として在宅で一人暮らしをなさっている方というのが、588名という結果になりました。また合わせまして75歳以上の方お二人以上で住まれている方、これが世帯で申しますと225世帯、人数はその倍で450名という方の結果が出ておまして、これ実際に平成25年の1月に同様の調査をさせていただいたときと比べて、実態で申しますとやはり一人暮らしの高齢者の方は約10名くらいなんですけれども増えております。第6期の計画の時に、同じように今後の高齢者の人口推計、また高齢者のみの推計等もさせていただいておるところであります。やはり高齢者全体の人口というものはだんだんと減ってはくもの一人暮らしの方また75歳以上の二人暮らしのみの世帯というのもまただんだんと増えていくのではないかとこの推計でも推察しとるところでございます。実際に現在町の方で行っております事業、一人暮らしの方も含め高齢者に対する事業なんですけれども、実際に要介護認定を受けていらっしゃる方についてはそれぞれ介護又は要支援のサービスを受けていただいておりますが、それ以外に社会福祉協議会等に委託をいたしまして実施しております配食サービスによります食の確保でありますとか町内の4事業所と提携を結びました見守りの協定、また民生委員さんにご協力をいただき毎月一人暮らし、高齢者宅を訪問していただいております安否確認、またタクシー助成の拡充によります移動支援、さらにはあんしん電話を使った緊急時の対応等々ですね、行っておるところであります。さらには町内3か所に常設サロン、また地域へサロンを作っていただいております閉じこもり防止などにも取り組んでおるところでございます。しかしながら実際にはその移動の支援でありますとか食の支援、また買い物支援等にはまだまだ十分な提供体制には至っておりません。またサロン活動につきましてはそのサロンへの参加者の固定化でありますとかサロンそのものを運営される方のスタッフの不足等々、色々と課題も多く日常生活におきます心配事や不安の解消にはまだまだ至っていないというふうに思っておりますし、公的サービスの拡充や再点検も踏まえてさらには皆さん地域の中でですね、これまで以上に寄り添っていただけるような環境、場所を作っていかなければいけないというふうに強く感じておるところでございます。今後におきましては今実施しております諸施策の充実も含め、高齢者の方が住み慣れた地域で安心して生活できるように、さらに私どものみならず、関係団体ともしっかり連携協議しながら生活の支援に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

統括センター事務局長。

栗栖修司保健医療福祉統括センター事務局長

失礼します。加計拠点での取り組みの状況ということでご質問いただきました。現在加計拠点ということで昨年の12月の定例議会でも議会の方でもその状況等についてはご説明をさせていただいてお

りますが、それ以後地元住民の方々を対象としたまだ概要という形での説明会を2回開催をさせていただいております。本日すぐ内容については14日の全員協で最終的な詳細な説明をさせていただくような準備をしておりますので、また14日の日には詳細についての説明をさせていただきます。今回の加計拠点については今までの地域コミュニティという概念ではなく、地域の生活機能拠点ということでモデル的な取組みを行うということで加計拠点をモデル地域として今現在設定をして国の地方創生事業の中での生涯活躍の町というテーマで今回取組みをするようにしております。その部分につきましてはまた詳細説明を14日の全員協で再度説明をさせていただければと思っております。基本的には加計拠点については施設の整備もありますが今までの何かをすぐ特定の方をという型ではなしに厚労省現在取組みを進めております、キャッチフレーズで言いますと「わが子と丸ごと」ということで、様々な世代の方、様々な障がいあるなし関係なしにいろんな方が混じってやっていこうという施設の運営形態をとることとしておりますのでその部分についてはまた再度説明をさせていただき特に高齢化が進んでおる町内においては高齢者の方々の居場所そして出番という大きなテーマを持ってその事業の取組みをしようとしておりますので、また説明をさせていただこうと思っております。以上です。

富永豊議長

吉見議員。

吉見茂議員

最初の質問の中で高齢者の方にいろんなサービスがあるという話を聞かせていただきました。ただちょっと最近噂でもないですが、今配食サービスが加計・筒賀・戸河内の方でされているという話は聞いておりますが、なんか見直しであるとか廃止して違う方へ委託するであるとか、というような話もちょうと聞いているんですが、そこらをもし情報があれば教えていただきたいのと、あと、2つ目のところの新しい施設、詳細については14日の全員協でということではありますけれども、もし今日お話が聞けるのであれば、その運営主体というか将来どういう形で運営をされていくのか、もしわかればちょっとそこらを教えていただきたいなというふうに思います。

富永豊議長

小島俊二副町長。

小島俊二副町長

前段の配食サービスにつきましては現在社協が運営をしておりますが、なかなかボランティアの確保等々困難な状況がありますので今後持続可能な配食サービスができるように、その運営の仕方について今社協さんと協議をしておるところでございますので、また詳細内容決定しましたらお知らせしたいと思います。それと加計拠点につきましては、基本的には民間運営で実質運営をしていきたい。町の経費がかからないような運営を継続して実施していきたい。そのためにそこをそういった施設を運営される方を公募する方法をとるような形になるうというふうに考えております。以上です。

富永豊議長

吉見議員いいですか。次の質問いいですよ。

吉見茂議員

次の質問に入ります。公共交通の見直しということで、今年の2月か位にその方針というか計画の方が策定されたということで、一応原本がないのでホームページの方から一応見させていただきました。いろいろ書かれておりましたが、合併以降なかなかこの公共交通の見直しというのが難しい課題、大きな課題であるというふうには十分承知はしておりますが、やはり巷では1億5千万くらいの予算を使って毎年、なかなか補助の方もない中で、一般財源を使ってそのバス、公共交通の方をやってるという事でありましてけれども、せっかくその1億5千万も使いながら住民利用者の方から空バスで走っているとか、乗り継ぎが悪いであるとか、なかなか満足された声が聞こえてこないというその悲しさもありますけれども、たぶんその今公共交通の会議をされているのかなというふうに思いますけれども、その中での計画はできましたが、その計画の中でもうたってありますけれども、現状と課題について簡単に教えていただきたいということと、やはり今の交通の計画というのは基本の計画があってその計画の枠組みの中で細かなその時間であるとか路線であるとかそういうある程度その利用者の声も聞きながらちょこちょこ手直しというかより良いものに変えていくという形でされてきたというふうに理解はしておりますが、ただ今後また人口も減り、今高齢者の運転免許を返す方がなかなかいないというのがやはりこの田舎、公共交通がしっかりしていないんで、車は手放すことはできないと、運転免許は持っておきたいという方が多いというふうにも聞いておりますが、そういう事も今後

もっと重要になってくると思いますんで、ぜひ高齢者の方にとって使いやすいというか、便利で経費もかからず、その利便性をよくする、大変、大変難しいことだとは思いますが、ぜひそういうその新たな発想も含めてですね、安芸太田町の交通体系が今後どうしたら一番より良いものになるかというのをですね、検討していただきたいというふうに思います。計画されるメンバーですが、結構な人数のメンバーの方いらっしゃいますが、バス事業者をはじめ、20人くらい、結構多い人数で協議をされているように聞いてますが、ただその中でその実際そのバスを利用されている方がたぶん数人しかいらっしゃらない。当然そのアンケート調査等もされているとは思いますが、ぜひ今後そういうその公共交通の会議というか計画を作るときにはせめて3分の1、半分くらいはですね、実際利用されている人も呼ばれているんな声を聞いて対応していただければ非常にいいのかなというふうに思いますんでぜひよろしくをお願いします。それと北広島町の方はスクールバスというのがなくて、公共交通だけでその子供たちを学校への通学の方もされていると聞いております。その地形的なこととか、色々条件は違うんですけども、隣の北広島町でもこういうスクールバスを走らなくても何とか子供たちですけれどもまわっていくというようなこともありますんで、ただ高齢者の場合はまたちょっと少し違うとは思いますが、それを踏まえてちょっと説明の方をお願いいたします。

富永豊議長

企画課長。

二見重幸企画課長

公共交通に関するご質問でございます。初めに公共交通の現状について少しふれさせていただきたいと思います。ご存じのとおり町内の公共交通は広島市を結ぶ広域路線がバス路線が2路線、町内バスが5路線、あなたく8路線、それから福祉有償移送の支援、それからボランティアによる移送支援等が運行されております。広電バスにつきましては学生等の利用が少なくなっているということから、特に在来線において利用者が減少しているという現状がございます。町内バスにおきましては利用者が5路線あるんですけども、年間で2万2千人を切っておりまして、ここ10年間で約半数まで利用者が落ちているという形になっております。それからあなたくの利用者でございますが、8路線でこちらは10年間で1万人利用減になっているという形で一人あたりの利用に対する運行経費が非常に増大しているという現状がございます。こういう中で先ほどありましたように町の地域公共交通会議というのを設置をいたしまして交通の事業者はじめ、関係の官庁の方、それから町内の各団体の方にお集まりいただいて、今後の交通の在り方や持続の方向性について検討をしていただいております。本年3月に安芸太田町地域公共交通網形成計画を策定をさせていただきました。この計画の中で、バス路線あなたく、町内バス路線につきましてはそれぞれの路線ごとに利用者数でありますとか頭首効果、稼働率によって、運用基準というのを設定してその路線の便数の見直しや運行時間の見直しというのを実施するというような目標を掲げておるところでございます。それから具体的に利便性を向上させていく取り組みといたしましては今後乗り継ぎの課題を解消するためにあなたくや町内バスの出発時刻に幅を持たせて乗継便が遅れが出たとしてもそれに対応できるように改善していく準備を今しておるところです。例えば13時発であっても、13時15分までは遅延便の到着を待って次の乗継便が出発するといったような関係のことをですね、今後関係部署と協議を進めてまいりたいと考えておるところでございます。また先ほどございますように、高齢者の免許の返納でありますとか、安全の確保といった観点からも、こういった高齢者の移動支援が可能になるかというのをお聞かせをいただきたいと思います。また先ほどありましたように公共交通会議でございますが、合わせましてですね、公共交通を考える会という会を開催しております。この公共交通を考える会でございますが、27年度から28年度にかけて町内12会場で各あなたくのご利用者にお集まりをいただきましてそこで現状の困ったことでありますとかもう少しこうしてほしいといったような内容のことをお聞かせをいただいてそれを公共交通の計画の方へ反映をさせていただくというような作業もさせていただいております。本年もこの5月にですね修道地域の方でこの公共交通を考える会という会でご意見を頂戴しているところでございます。この公共交通の推進にあたって最も重要なのはやはり利用される住民の皆さんのご意見をできるだけ反映させるということであるとと考えております。ですので先ほど申し上げました公共交通を考える会というのを継続することによりまして、住民の皆さんが望む最も有効なダイヤでありますとか運行の方法というのを探ってまいりたいと思います。小さな改善をタイムリーに繰り返すことによりまして、理想の交通網というのを作っていくということを努めてまいりたいと思います。なお、スクールにつきましても、一般との混乗と言いますか、同時利用と言いますか、というような方法の検討を今後も勧めたいと考えております。以上です。

富永豊議長  
吉見議員。  
吉見茂議員

次の質問に入ります。学校適正配置の推進、学校適正化については計画によって合併以降その小学校中学校の数であったり、複式の学校をなくしてなるべくその6学年の学校を作りたいと、それを目標に統廃合の適正化計画ですか、をされてきたというふうに理解をしております。この4月に元筒賀中学校と戸河内中学校が一緒になって安芸太田中学校がスタートしております。ここ最近、子供の出生率というか子供が生まれる数が、ちょっと前まで34、5人とか、30人をちょっと超えた人数が安芸太田町で生まれているというふうに聞いておりますんでそれが13年後には中学生になるというふうに思いますけれども、この数もあとから聞かせてもらいたいと思いますけれども、たぶん30人ちょっとの子供たちで、中学校ですから3学年の90人ということになりますが、今現在安芸太田町には2つの中学校があるということで、半分に割っても45人ずつの学校が2つあるというような状況になるかと思えます。これまでも加計・筒賀・戸河内に3つの中学校があつて、なかなかそのスポーツ活動というか、部活ですか、なかなか野球部であるとかバレー部、卓球部とかいろいろ種類はありますけれども、やはり子供の数が少ないということで、子供たちがやりたい部活ができないというような話も聞かせてもらってありました。ただそれが90人になったからといってすべてのそのやりたいスポーツができるとは限りませんが、せめてその自分たちのやりたいスポーツができるような適正な規模、人数が本当は望ましいのかなというふうに思います。ただ、2つある学校をまた一つにするというと、また通学の面で、またスクールバス等が必要になるかというふうに思いますが、中学生の場合はクラブ活動も夜おそくなったりとかいう事で、帰りの便もなかなか少ないということで、そのスクールバスがあれば、安心しておうちの方まで帰れるというようなこともあろうかなというふうに思っております。いう事でここに質問に中ではですね、次の統合はどうですかというような質問も書かせてもらってありますけれども、そのいつごろというのを聞くというよりも今後安芸太田町の中学生がいかに自分たちのやりたいクラブもし、同級生もある程度の人数の中で、その次の高校、就職の方へ向かっていくための中学校、理想的な中学校はどうなのかという事をですねお聞きしたいのと、いいです。

富永豊議長  
学校教育課長。  
長尾航治学校教育課長

それでは担当課の方からお答えをさせていただきます。さきほど議員ご質問のとおり、中学校の現在の生徒数につきましては、先般の行政報告でも申し上げている通りでございますが、加計中学校62名、安芸太田中学校が57名、全体で現在119人でございます。13年後というご質問でございました。2030年の推計、これ教育委員会で推計をしているものでございますが、加計中学校で47名、安芸太田中学校で45名、全体では92人という数を見込んでおります。しかしながらですね、現在町では地方創生の取り組みということで、取り組みをさせていただいております。こちらの部分の人口増に関しましては、この数字としては勘案してはございません。担当課の方から中学校の統合に関してというご質問でございましたので、お答えをさせていただきます。第3次学校適正配置推進計画というものを現在推進をさせていただいております。これに基づいた学校体制というのが中学校2校、2校体制というものでございます。この2校体制、ご質問でありました通り、本年度よりですねようやくスタートができました。現時点ではですね、この2校体制の教育や学校活動の充実や健全な学校運営、これに対する取り組みに力を注いでまいりたいと担当課としては思っております。担当課は以上でございます。

富永豊議長  
教育長。  
二見吉康教育長

特に2点目のいつごろかということではなく、今後中学校はどうあるべきだろうかというふうにご質問でございましたけれども、この4月に2つの学校が1つの学校として生活して約2か月過ぎてまいりました。5月の中旬に新しい学校として、初めての体育祭を40数年ぶりに中学校のグラウンドで行うという点では保護者また地域住民の方、非常に感動的にこの体育祭を見ていただき、応援をさせていただきました。生徒たちも2つの学校のそれぞれの良さを引き出しながら、新しい運動会である体育祭を作り上げるという点では、今まさに中学生の力強いエネルギーがですね安芸太田中学校を作り



上げつつあるというふうに思っております。これから広いエリアになりました戸河内、筒賀地域というコミュニティーをどのように活用して安芸太田中学校の教育を推進していくかというのはいずれともこの中学生のエネルギーをいただきたいと思っております。また現在ちょうど中学校体育連盟の諸行事のスポーツ大会が展開されております。残念ながらまだすぐに安芸太田中学校のチームの成果が出てくるかというところではありませんけれども、非常にチームのメンバーも増えていわゆる9人全員がレギュラーというような野球部ではなく、ベンチにも座る人間出てくるというふうな状況ですね、善戦、惜しくもですけども私は善戦したというふうに聞いております。非常に強いチームと白熱した試合を行ったというふうに聞いております。これから加計中学校と安芸太田中学校が切磋琢磨してそれぞれが支えあいながらまた、競いながら中学校の伝統文化作っていただきたいと思っております。当面、そういうふうに今やっておりますけれども、現時点ですね、13年あるいは10年後の中学生の動向はと言いますけれども、私どもはこの基本方針の中で2校体制の中で切磋琢磨する学校づくりということについてまい進してまいりたいと思っております。

富永豊議長

吉見議員。

吉見茂議員

次の質問に入りたいというふうに思います。次は子供たちの個性を十分活かせる安芸太田町独自の教育基本方針、基本条例の制定という事でありまして。いろいろ自治体においては環境基本条例であるとか、先ほど言った町づくり基本条例とか、公共交通の基本方針があれば計画ですね、計画もありますが、色んな条例がありますけれども、先ほど教育長も言われていました中学生のエネルギーをという話もありました。私も加計中学校の方に行かせていただいて、久しぶりに運動会、体育祭ですか見させていただきましたが、これほど中学生元気がいいのかなというふうに僕も驚いたというか、ものすごい元気がいいなというふうな印象がありました。そういう安芸太田町の小学校から含めて中学生を町の方で支えるわけですけどもその子供たちをどういうふうにどんな子供にどんな大人にさせるために小学校中学校時代を過ごさせるのかという本当に基本的なことだろうと思っておりますが、国の法律もありますけれども、安芸太田町としてその安芸太田町の子供はこんな子供に育てていくんだというふうな強い思いを持った基本条例というのをぜひ教育長を中心にしてですね、教育委員会の職員の方で色々考えていただくと非常にいいのかなというふうに考えております。

富永豊議長

学校教育課長。

長尾航治学校教育課長

教育基本条例というような中身でご質問いただきました。中身はですね、私どももこの教育基本条例というのは聞きなれない言葉でございましたので、ちょっと調べてみました。2012年にですね、大阪府大阪市でですね教育行政に関する基本政策を規定した条例のことというようなことでうたわれております。広島県内等にちょっと問い合わせをさせていただいたんですが、同様のですね教育基本条例というものを制定した自治体はございませんでした。全国にもちょっと調査をしたんですけども時間の都合上確認はできておりませんが、現時点ではこの基本条例、大阪以外の条例は確認をできておりません。国の方としましては直近の地方行政法の改正、ございましたけれども、総合教育会議の設置や学校運営協議会制度の導入などですね、地方行政の新たな体制の構築が示されております。本町におきましてはこの法改正の趣旨に基づきまして、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ地方行政、地方教育行政における責任の明確化が迅速な危機管理体制の構築、町長、首長との連携強化を図るとともにですね新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携、協働の在り方と今後の推進方策を検討してまいりたいと考えております。担当課の方としては以上でございます。

富永豊議長

吉見議員。

吉見茂議員

次の質問にいけます。子育て支援の充実。人口が減って若い夫婦がいなくて子供の数が年々減っているということで、子育て世代の方々に、安芸太田町で子供を育てることに対して、どのような政策を持ってこちらに住んでもらうために子育て支援の充実というのは重要であるという認識をしております。また全国にはたぶん例がないと思っておりますけれども、保育料、保育園、保育所の保育料の無償化、保育料の無償化であるとかですね、学校給食も今は月々いくらか払って子供たちも学校で給食を食べ

ている。本来、国も法律の中とかで義務教育の無償化というのがうたわれておりますが、その無償化というのが学校授業料の無償化というようなことなのか、その給食費、学用品も含めての無償化かというのはちょっと微妙なところではありますけれども、なるべく若い世代、若い小さい子供たちを持つてる親御さんに負担をかけない、かけさせないというような町としての方向性というののもあってもいいのかなというふうに感じてはおりますが、そこらの検討についても聞かせていただきたいということもあります。あと、奨学金が教育委員会の方で実施はされておるとは思いますけれど、今現在の奨学金がこれでいいのかという事も含めてもっと借りやすく能力のある子供たちが生きたい高校であるとか大学にスムーズに行けるような授業料等の奨学金の拡充いう事について検討がされているのかというのをちょっと聞きたいというのがあります。あとはちょっと変わりますけど、幼稚園の現状と課題ということで、前々から教育長におかれましては、幼稚園の必要性を加えておられるんだろうなというふうには感じております。ただ今安芸太田町幼稚園今一つであります。昔は戸河内の方には各学校の方に幼稚園が併設をされて幼稚園に行き学校へ行くというような形になっていたというふう聞いておりますが、今現在安芸太田町で戸河内小学校の横に一つ幼稚園がございます。生徒数も少ない今年はいられて、というのも聞いておりますけれども、確かに幼稚園というのは学校教育の中での位置づけとして存在をしていて、非常に大切なものであろうというふうには感じておりますけれども、幼稚園でありますから例えば安野、広島市との隣接の安野地域から、もしうちの子供を幼稚園に入れたいなと思ったときには戸河内の方1個しかありませんから、そこへ通学させるということになると、親が連れて行くわけにもいかず、スクールバスを出すのかなというふうな気持ちもしますが、今現在幼稚園に入られているのは戸河内周辺近い、割と近いところのお子さんがかかっているふうに思いますけれども、もし1校であることを公平性の面から考えても全町的にいきたいと言えばそこへ行く必要が出るかなというふうに思いますが、そこら辺のところはどうなのかなというのがあります。今保育所は町内に何か所かありますけれども、昔、数年前に幼保一元化というような形で保育所も幼稚園も一体となって授業というか内容は多少変わるにしても一つの施設の中で保育所も幼稚園も可能になるというような話も聞かせてもらっておりますが、全体戸河内の方へ一つ幼稚園を絶対残さないといけんということもわからんこともないですが、そこらは将来的にどうなのかなというところも踏まえてよろしく願います。

富永豊議長

児童育成課長。

園田哲也児童育成課長

それでは児童育成課の方からのご質問の答弁でございます。保育所、認定こども園、保育料、幼稚園授業料の軽減事業につきましては、平成25年度から県内他市町に先駆けて申請により第2子以降全額免除としております。ご質問の無償化についての検討ですが無償化を実施するとすると保育所、こども園において今以上の児童の受け入れ態勢が必要となります。現在0、1、2歳児の受け入れについて年度中途より困難となる施設があり、また、保護者との懇談などにおいて保育料の無償化以上に受け入れ態勢、保育内容の充実への要望が大きく、保護者、地域の要請を受け、昨年度は一部保育所において保育時間の延長を図っているところでございます。今後もまずは保育所、こども園における受け入れ態勢、保育内容の更なる充実化を図ることに重点を置いて、子育て支援を行ってまいりたいと考えております。なお、政府においては幼児教育と保育の無償化の早期実現が目指されており、その財源にこども保険の導入などが取りあげられ、年内を目途に一定程度の方向性が出される見込みとなっております。今後はこのような動きにも注視し更なる子育て支援充実に向けた方策の検討を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

富永豊議長

学校教育課長。

長尾航治学校教育課長

学校教育課からお答えさせていただきます。給食費の無償化というご質問がございました。こちらにつきましては現在ですね歳入ベースで2,700万程度の給食費を入れていただいておりますという実態がございます。さきほど児童育成課の方からも答弁がありました通りなんですけど、おそらく国の方の財源としましてはこの給食費については緩和されていないのではないかと考えております。従いまして自主財源として確保していかなければならないという事で慎重な検討が必要ではないかと考えております。2番目の奨学金についてご質問を頂戴いたしました。奨学金の現状についてなんですけど、現在年平均で5、6件程度の申請がございます。これ波がございましてですね、昨年度は2件、

本年度はですね、大学と高校合わせまして9件、全部で9件の申請がございました。こうした波があるような状況なんですけど、返還の状況につきましては、貸付終了後1年据え置いてですね返還を始めております。返還を始めていただいております。滞納も数件あるのが実情でございます。一方ではですね奨学生の中には据え置きを待たずにですね就職した年の秋から年2回の償還計画により返還をしていただいている方もいらっしゃいます。滞納者部分につきましてはですね、逐次連絡等取りながら計画的に督促させていただく中でですね返還をいただいております。これは基金でございます。基金の状況でございますが、現在貸付と返還について、こちらについては均衡もとれておる状況でございます。現状で大きな課題は感じてないところでございます。今後の充実ということで、ご質問を頂戴いたしましたが現在これを基金にて運用している事業でございます。可能な限りですね次世代へ継続していきたい、そういった思いでございます。そういった制度でもございます。従いまして給付型の奨学金、返還免除ですね、こういった部分につきましては現時点では検討していないところでございます。幼稚園についてのご質問も頂戴いたしました。幼稚園につきましては合併後平成19年度からですね、小学校の統合とともに整理が行われてきております。地元協議や調整を重ねる中でですね当時7園ございました幼稚園を戸河内幼稚園の1園というふうにした経緯がございます。現在戸河内幼稚園の園児数でございますが、年少1名、年中2名、年長1名、計4人という状況でございます。課題でございますが、今申し上げましたとおり、確かに人数が少ないということがございますが、幼稚園につきましては学校教育法にて学校として定められておるところでございます。小学校の就学前の幼児教育、これを支える場としましてですね、非常に重要な位置づけがされておったのではないかと考えております。しかしながら近年はですね、共働きや子育て世帯の核家族化などからですね、保育というものを求められる方が多くなっているのではないかなというのが実情でございます。担当課の方としては以上でございます。

富永豊議長

教育長

二見吉康教育長

特に幼稚園について若干の補足をさせていただきます。スクールバスの件ございましたけれども、戸河内幼稚園に通う小学生が松原線、あるいは寺領線からスクールバスで参っておりますが、幼稚園児が通園する場合にですね、これまでの例としては、小学生と混乗で幼稚園まで移送するという状況を作っておりますので、これから将来どのような規模のある方、原則的には保護者の方でご負担いただくのは当然でございますけれども、兄弟と一緒に通園通学できる状況の中で可能な範囲でそういう便宜を図ってきたというのは、まずご紹介しておきます。それからやはり幼稚園に通園される希望の保護者の方は先ほど申しました学校教育法第1条に定める学校である幼稚園というものにですね、非常に大きな教育の期待をかけられておられるというふうにも思っておりますし、3歳以上、午後1時半から2時ごろまでのということで限られた時間帯の中で幼稚園教育を受けるということについてご理解いただいた方が幼稚園の方に通園させていただいていると。ただ、最近では先ほどのように夕方まで預かってほしいというふうなことがかなわないために保育所、あるいは認定こども園の方にお預けになれる方も出てきていると思っておりますけれども、そこらを含めてこれからの幼稚園の在り方というものは検討またどんな姿が必要なのかということは研究してみなきゃいけないというふうに思っております。

富永豊議長

吉見議員。

吉見茂議員

最後の質問をさせていただきます。首長選挙と議会選挙、今現在、合併の当時、半年程度の開きがあって、全国でも町村合併がされたところについて、県内においてもですけども、近いところであればいたい同時選挙になっているところが多いのかなというふうに感じております。安芸太田町の場合については2年も離れているということになると難しいかなという気はしますが、半年であるんなら一緒の方がというような住民の皆さんの声もいるんなとここで聞かせてもらいます。聞くところによると数年前にその住民の方の発案かなんかで署名活動がされたというふう聞いておりますが、その後その署名がどういう経過をたどったのかというのはちょっと私も承知はしておりませんが、住民の多くは2回やるんだったら経費も掛かるよねと、それが1つになれば半分にはならなくても多少軽減できるんじゃないかというような住民の人が町の財政を心配されて、そういう発言もされてきたのかなというふうには思っております。なかなかその難しいということは認識してそのパターンに

ついてもいくら僕も情報はいただいておりますが、せっかくの機会ですので、ここの場でもし一緒にできるとするならば、どういうパターンがあるかということをお聞かせいただきたいなというふうに思います。ぜひ、これは町がこうしたいんで実現できるというものでもなくて当然議会の方にも関わってくる話だろうとは思いますが、町民の多くがそういう同時選挙を望まれているというような状況も踏まえてですね、できるだけその実現可能なパターンを教えてくださいましてぜひ進めていただければというふうに思います。

富永豊議長

総務課長。

栗栖一正総務課長

選挙の関係ですので、総務課の方から簡単にお答えさせていただきます。まず全国、広島県の同一選挙の状況ですが、全国は数が多いので、広島県に限って実施状況を確認をさせていただきました。県内23市町でございますけれども、広島県で同一選挙としているのは8団体です。このうち、合併、平成の大合併を契機として同一選挙にされた団体が5団体ございます。これが2市が三原と庄原市、それから3町として北広島町さん、世羅町さん、それから神石高原町であります。同一選挙のメリットとデメリットがそれぞれあるかと思うんですが、メリットは先ほど議員おっしゃいましたように、選挙経費の削減、選挙人の皆さん、投票者の方の負担の軽減、それもあるかと思えます。それから関心が当然高まりますので投票率の向上も期待できるかなというところがメリットです。一方デメリットとすれば、やはり任期の差が5か月余りございますので、この任期の差の調整をどのようにやるか、これが一番大きな課題になるかと思えます。それからポスター掲示場をそれぞれ持ってますけれども、この場所の問題、結構大きな掲示場が必要になるかと思えますので、このことはあるかと思えます。それから、いずれかそれぞれ5か月、6ヶ月と離れておれば、双方の選挙に立候補できるということもありますけれども、いずれか一方しか選択できないというところがデメリットです。それからパターンということがありました。これはパターンとしては非常に選挙管理委員会の方としてはなかなかお示しがしにくいところがありますが、法律がございまして地方公共団体の議会の解散に関する特例法というのがありまして、これは議会の方が自主解散をして同一選挙、町長と同一選挙を選択するというやり方があります。これは当然議員の皆さんの賛同を得てということになります。そういったパターンによって首長と同一選挙にすると。それからパターンのもう一つとすれば、これは議員の皆さんの同意が条件ということにはなるかと思えますが、あえてリコールで議会を解散して同一選挙にするような、これは強引なやりかたですけれども、そういった手段があるかと思えます。以上なかなかパターンを示すと非常に難しいんですけれども、一番考えられるのは特例法による同一選挙の選択というのはあるかと思えます。以上、総務課の方からお答えしました。

富永豊議長

町長。

小坂眞治町長

担当の方より想定できる仕組みについて説明をしたところでございます。町長の選挙は10月で議会の方が3月ということになっておりますし、町長の方が仮に10月の選挙が終わったのち3月に辞職するということがタイムが重なる可能性があるかと思えますが、その辞職したものが再度町長に選任された場合は、任期はまた10月という仕組みになっておりますので、町長が変わるとというのが一つ、その変わり方も自らが10月に当選をいただき3月に辞職するということが、町長の方ではあるかと思えます。一方議会の方は先ほどいったような仕組みでございますので、いずれにしても大変大きな決断であろうと思えます。それとまた一方6ヶ月、5か月というのはどうかと思うんですが、やはり期間が離れていることによりましてですね町民の皆さんの町政に対する意思表示の機会がある意味2回あるのかなというメリットもあるんじゃないかと思っております。

富永豊議長

以上で10番吉見議員の一般質問を終わります。お諮りします。本日の会議はこの程度にして延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

上田隆議会事務局長

ご起立ください。一同互礼。

午後0時02分散会

---